

令和3年（ネ）第247号「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原状回復等請求控訴事件

第1審原告ら 今野秀則ほか

第1審被告ら 国・東京電力ホールディングス株式会社

第1審原告ら第8準備書面
～損害拡大についての国の責任について～

仙台高等裁判所第1民事部 御中

2023（令和5）年 1月 12日

第1審原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明



弁護士 小 野 寺 利 孝



弁護士 大 塚 正 之



弁護士 原 和 良



弁護士 白 井 劍



ほか

1 第1審被告国の責任を問う必要性について

第1審原告らが第1審被告国の責任を問いたいと思うのは、今世紀に入り、これまでにない自然災害が多発しつつある現代社会において、なぜこれまでよりも、ちょっと大きい津波が来たというだけで、本件原発事故が起き、かつ、10年以上もふるさとに戻れなくなるという被害に遭わなければならなくなったのかという根底的な疑問があるからである。もっと防ぐ手立てはこれまでにたくさんあったはずではないかという根本的な問いである。

なぜ東京に電力を供給するために福島に原発を作ったのか。安全だというのなら東京に作ればよいではないか。日本にはもともと大きな地震や津波の被害がこれまでに生じており、かつ、これまで以上に大規模な地震（南海トラフ、関東大震災等）の発生が予測されている時代において、なぜ地震や津波のリスクの少ない米国や英国の原発をそのまま日本に導入しようとしたのか。なぜ日本の気候を踏まえてもっと慎重に日本の風土に適した安全な原発を開発しようとしなかったのか。なぜ時期尚早だという湯川秀樹博士の意見に耳を傾けず、海外の原発を日本に持ってきて稼働させたのか。

福島第一原発について言えば、何故あのような低い場所に原発を作ったのか。何故電源装置を低いところに置いておくことの危険を設置当初から認識しながら、水密化の措置も取らないで放置していたのか。電源装置を高い場所に動かしたり、水密化するのに費用がかかるというのであれば、何故GEとの間でターンキー契約にしたのか。その後本件原発事故が起きるまで数十年の歳月が経過しており、その間にいくらでも可能であったのに、なぜ電源装置を上を持って行かなかったのか。あるいは、水密化をしなかったのか。

また、なぜ日本の原発は絶対安全で事故は起きないと第1審被告らは言い続けたのか。その根拠は一体何だったのか。根拠はないのに安全だと国民をただ騙していたのか。根拠があるとすれば、どのような根拠があったのか。絶対事故は起きないということに根拠があったとすれば、なぜ本件原発事故は起きたのか。なぜ SPEEDI に 100 億円以上もの費用を掛けて開発し、これがあるから安全に避難できると言いながら、何の役にも立たなかったのか。無駄になった 100 億円について誰がどのような責任を取ったのか。

更には、IAEA が安全基準を作って避難計画を立てるのは国の責任だと 21 世紀の初めから言っていたのにもかかわらず、なぜ第1審被告国は、IAEA の基準を採用して、原発所在地から半径 30 k m 以内の地域において、避難計画を立て、ヨウ素剤配布を準備し、避難訓練をするよう地方自治体に求めなかったのか。

また、事故が起きれば、最大国家予算の倍以上の損害が起きることも予想されていたのだから、事故が起きても速やかに除染して復興ができるようにしなければならないのに、なぜ除染技術、減容化技術、流出防止技術等の開発を 50 年間にわたり怠ってきたのか。地球の温暖化は以前から進んでおり、前世紀の終わりから今世紀の初めにかけて、次々とこれまでの規模を上回る大きな自然災害が生じているのであるから、既存の地震や津波をはるかに上回る自然災害が生じることは当然に予測できていたのに、なぜその対策を検討しなかったのか。事故が起きたとき、何故すぐに多額の予算をとって除染技術の開発をしなかったのか。赤宇木地区などの試行的除染により、山林の除染は効果が薄いこと、宅地、道路、農地は、半分程度に下げることができたが、繰り返し除染をしてもなかなか効果が出ないことが予想されたとおり、実際にも確認できたのであるから、遅くともその時点ですっ

かり予算を取って除染技術等の開発をすべきであったのに、なぜ原発の安全宣伝に係る費用には何千億円、何兆円もかけながら、わずか年間2億円の予算で数年技術開発を続けただけで、それ以上の除染のための技術開発の募集を中断してしまったのか。第1審原告らが訴え定期の時点から、津島地域の除染をすることを求め、更に必要な除染技術等の開発をするよう求め続けてきたのに、第1審被告らは、何故除染技術等の開発もせず、放置し続けているのか。第1審被告らは、何故これまで国内でも小さな事故が多く起きていたのに、日本では原発事故は絶対起きないと虚言を弄し、数々の事故を隠蔽してきたのか。シミュレーションによって、原発事故が起きれば、莫大な損害が生じることが予測されていたのにもかかわらず、何故その事実を隠し続けていたのか。

また、現在、原発設置自治体では、原発事故が起きて原発敷地外に放射性物質が漏えいした場合において、空間線量が津島を帰還困難区域に指定した際の年間50mSv（毎時約10 μ Sv）の2倍の線量（毎時20 μ Sv）に達したときは、原発から5～30kmの地域では、避難を開始し、「一時移転」する旨が計画されている。つまり、津島の倍の線量がありながら、一時移転で戻ることができるとしている。それならば、なぜ津島では、その半分の線量で12年近くの間、帰還困難区域に指定したままなのか。すなわち、津島の2倍の線量で戻れるはずはないのに一時移転ですぐにでも戻れるような虚偽の宣伝をしているのか、それとも、津島の倍の線量でも一時移転で戻ることが可能な除染能力又は除染技術の開発能力がありながら、津島の除染はできないと嘘をついて帰還困難区域の指定を続けているのか、どちらなのか、そうした極めて多くの疑問の積み重ねの中で、今回の福島第一原発事故

は起き、かつ、除染されないために第一審原告らの被害が続いているのである。

第1審被告国は、以上のような諸点について何も責任を取っていないのみでなく、それらの点をあいまいにしたまま、原発の再稼働を企図している。

第1審原告らは、これまでも、事実としては、以上のような問題点も指摘はしてきたが、正面から国の責任としては問いかけなかった。それは、津波による事故を未然に防止するための規制権限の不行使による第1審被告国の責任が認められれば、それに伴い、以上のような第1審被告国の責任についての疑問点も付随的に明らかにされるであろうし、早期に解決するためにはすべての過失を問いかけるのは避ける必要があると考えてきたからである（交通事故でも、多くの過失が考えられるとき、直近過失のみを主張すれば足りるとするのと同様であり、多数ある過失の中から絞っていたものである）。しかし、この度、全く予想外のことであるが、別事件ではあるものの、最高裁で津波に対処するための規制権限不行使の責任が否定されたことに鑑みると、本訴訟でも最高裁に行けば同様の判断がされるおそれがある。したがって、それ以外の第1審被告国の責任についても、改めて明示的に主張を整理することとした。その内容は、概ね事実としてはこれまでももある程度述べていたものであるが、本書面では、以上に述べた数々の疑問点の中からいくつかを選んで損害を拡大させた第1審被告国の責任を問うものである。

すなわち、本書面は、そのうち本件原発事故の発生そのものではなく、損害を拡大させた点に着目して、その過失責任を明らかにするものである。同一事故の損害について直近過失が認められない場合を考えて、予備的にそれ以外の過失を主張することは、当然に請求の基礎

の同一性を損なうものではない。また、事実主張についても、多くは原審で主張をした事実であり、新たな主張事実も、特に事実関係として争いのある事実ではなく、評価に関する問題であり、したがって訴訟を遅延させるおそれのあるものでもない。

2 損害拡大についての第1審被告国の責任の内容

(1) 損害拡大についての第1審被告国の責任としてどのようなものがあるのかを時間的順序にそって整理をすると、次のような点が明らかとなる。すなわち、第1審被告国は、わが国に原発を導入するにあたり、独自の技術が何もない中で万が一事故が起きれば、国家予算の倍以上の被害が生じる危険があることをシミュレーションによって認識しながら、敢えてその危険を侵して地震や津波の危険が高い日本に原発を導入したのである。そうである以上、第1審被告国は、憲法前文、同13条、同29条及びこれを具体化した、災害対策基本法、事態対処法等の制度趣旨に基づいて、国民の生命、身体、財産を守る義務があり、原発事故が起きた場合においても、その損害を最小限度にとどめる責任があったものというべきである。しかし、第1審被告国は、この損害を最小限度に引き止めるための次のような最低限度の義務さえ怠り、その責任をとらないまま現在に至っている。

ア 除染技術、減容化技術、流出防止技術等を開発する義務と責任

イ 原発の危険性を近隣住民に周知させる義務と責任

ウ ICRP の勧告を実現できるよう除染計画を立てる義務と責任

エ IAEA の勧告に従い避難計画を立てる義務と責任

オ SPEEDI の結果を被災地住民に速やかに伝える義務と責任

以下、順次明らかにする。

(2) 除染技術、減容化技術、流出防止技術等を開発する義務と責任

原賠法制定当時、すでにシミュレーションによって最大年間国家予算の倍ほどの損害が生じることが予想されていた。そして、あまりに損害が大きいので、第1審被告国は、その事実をひた隠しにしていたのである。そのような甚大な被害が生じるおそれがある状況の中で、原子力委員となっていたわが国の原子核物理の第一人者である湯川秀樹博士が原発の導入は時期尚早であるとして原子力委員を辞した。しかし、そのような状況の中で、第1審被告国はその責任で原発を日本に導入する決断をしたのである。すなわち、原発の危険性に対処する術も十分でない状況のもとで、原発という危険なものをわが国に導入する決断をした以上、国民の生命、身体、財産を守るための第1審被告国の責任には極めて重たいものがあると言わなければならない。

そして原賠法の制定にあたり、原子力損害補償専門部会において、保険でカバーできるのはわずか50億円のみであり、それ以上の損害が生じた場合には原子力事業者が事業を継続できるよう第1審被告国が責任を持つ仕組みを答申した。第1審被告国は、それに基づいて保険でカバーできる50億円（のちに1200億円まで増額）を超える損害が生じた場合には、第1審被告国が責任を負うものとして原発事業を開始したのである。したがって、所定の保険金額を超える損害を発生させる事故が生じた場合の負担は、直接第1審被告国にかかってくるのである。その金額は、最大で国家予算の倍の被害となる可能性もある（今回の福島原発事故では、偶然にも格納容器に欠陥があり、圧力容器の爆発を避けることができた。そのような奇跡がなければ、格納容器が大爆発を起こし、東日本が壊滅する危険が具体化していた）のである。

したがって、第1審被告国としては、原発事故があった場合にその被害を最小限度に抑える責任がある。すなわち、前記のとおり、大きな事故が起きた場合には広範な地域が放射性物質によって汚染されることになるから、地域社会に住む国民の生命、身体、財産を守るためには、除染をし、除染することによって生じる汚染土を減容化し、除染が困難な場所があれば、そこから放射性物質が流出しないよう防止することが必要不可欠なことであり、したがって、除染技術、減容化技術、流出防止技術等（以下、これらを併せて「除染技術等」ともいう。）の開発をしたうえで原発のわが国での稼働を許可すべきであった。

すなわち、原発事故が生じた場合、多量の放射性物質が大気中に放出され、これがフォールアウトした地域には大量の放射性物質が降り注ぎ、除染をしなければ、居住が困難になることは、原発の稼働を開始した段階で分かっていたことである。また、遅くとも1986年のチェルノブイリ原発事故が起きた時点では、更に具体的な除染技術等の開発をしなければ、地域一帯が壊滅することが予見できていたのである

（周知のとおり、チェルノブイリ原発事故では、原発から半径30km以内の住民は、高線量のため、避難を余儀なくされたのであり、36年が経過した現在も帰還できないでいる）。また、その当時から、100mSvを超える被ばくをした場合、統計上有意にがん死の確率が0.5%上昇する（津島住民を1400人とすると、放射線の影響で7人ががんで死亡する）ことが判明しており、国際機関（WHO、ICRP、IAEA）は、100mSvに満たない場合でも、これ以下なら絶対安全というしきい値はなく、がんで死亡する確率は同様に上昇するとの考え方（LNT仮説）を採っていたのである。また、長期にわたり、低線量被ばくが累積して被ばくする場合においても、WHOは、一時の被ばくと同様に累積被ばくも

100mSv に達すれば有意にがん死の確率は 0.5%上昇するとし（線量線量率効果と言ひ、DDREF=1 と表記する）、ICRP は、累積被ばくの場合、一時の被ばくの半分程度の効果がある（DDREF=2）としながらも、作業者の被ばく限度としては、やはり 100mSv にとどめるべきであるとしていたのである。したがって、長期間その場所に居住するとした場合には、少なくとも年間 1～2 mSv まで除染をする必要があることも分かっていたのである。そのため、ICRP は、社会的に無用な放射性物質の排出は認めず、原発の稼働など社会的有用な活動による排出についても、年間 1 mSv を一般住民の被ばく限量として定めて来ているのである。そして、その後、1990 年の ICRP の第 60 勧告（及びこれに準拠して定められた日本の電離放射線防止規則など）において、作業に従事する場合の等価線量は、年間 20mSv、5 年で 100mSv を限度とするよう勧告し、かつ、そのように定められたのである。また、細胞分裂が活発な低年齢者ほど被ばくの影響は大きいため、胎児の被ばく量は 1 mSv を限度とし、妊娠中の作業従事者の腹部表面の被ばく限度を 2 mSv と定めたのである。そして、原発事故が起きた場合には、年間 50-100mSv を超えるような線量になることが予測できており（IAEA の安全基準では毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 、すなわち年間 105mSv に達した場合には、屋内退去ではなく、避難をする必要があるとしている）、他方で、その場所で妊娠、出産、子の養育をしながら生活を継続するという通常の生活をするためには、年間 1 mSv 以下にする必要があることも分かっていたのである。したがって、空間線量を 50 分の 1 から 100 分の 1 にしなければ、その地域に戻って安心して住むことができない状態になることも十分に予測できたのである。

すなわち、遅くとも、1990 年当時から除染技術の開発をし、線量の高い場所からの流出を防止する技術を開発し、汚染された土壌を減容

化するための技術を開発することが必要となることは十分に予見できていたのである。

しかし、第1審被告国は、日本では原発事故は絶対に起きないとして、これらの技術開発を原発の稼働を認めるための前提条件として要求しなかったのである。そればかりではなく、原発をわが国に導入後も50年間にわたり、事故が起きた場合の被害を最小限度に抑制するための施策を怠ってきたのである。そして百歩譲ってチェルノブイリ原発事故までは具体的な除染技術の開発が必要となることまでは予見できなかったとしても、少なくとも、チェルノブイリ原発事故の放射線量から、同様の事故が起きた場合、除染技術等の開発が必要であることは、上記のとおり十分に予見できていたのである。それにもかかわらず、第1審被告国は、除染技術等の開発を怠り、更に福島第1原発事故が起きてからも怠り続け、本件訴訟において、第1審原告らが除染技術等の開発を求め続けているのにもかかわらず、怠り続けているのである。その結果として、第1審被告国は、第1審原告らが長期にわたり帰還が困難となる状態を引き起こしたのである。原発事故が起きて、格納容器内に閉じ込められた放射性物質が原発施設外に流出し、フォールアウトすれば、その地域周辺住民の生命、身体に対する重大な脅威となることから、これを取り除くことが必要不可欠なこととなるのである。除染技術の開発をしないまま、放射性物質の付着した表土を5cm程度はがして3～5年程度しかもたないフレコンバッグに詰めて置いておくだけでは人が安全に住めるような線量レベルにはならないことは事前に十分に予測できていたのである。したがって、原発事故が起きて、帰還が困難な地域を作らないよう、これらの除染技術等の開発しておく義務が第1審被告国にはあったものというべきである。そうしていれば、第1審原告らはもっと早期に帰

還することができたのであり、現在の津島のような惨状を生み出さずに済んだのである。これを放置してきた第1審被告国の責任は重大である（なお、第1審被告国は、原発事故後、試行的除染を実施し、その結果、予想された通り、今の除染方法では、山林の線量はあまり下がらないし、住宅・道路・農地の除染については半分程度には低下するも、再除染を繰り返しても一定程度以上に下がらなかったことが確認された。そこで、平成23年以降同26年ころまでは、除染技術の開発を公募するなど除染技術の開発を開始していた。しかし、その金額は、宣伝費等（第1審被告らほか電事連などの宣伝費等は総額数兆円と言われている）と比べても極めて少ない金額（年間一口2000万円、全部で2億円程度）であり、その後は、中間貯蔵施設のための減容化技術、流出防止技術の開発に移行して、除染技術の開発を中止しており、放置しているに等しい実情にある。また、以上の他にも除染技術の開発がないわけではないが、実際に除染に大きく寄与する成果は得られていない）。

他方で、現在、第1審被告国は、全国の原発設置自治体に対し、避難計画を立て、避難訓練をするよう求めている。すなわち、原発から半径5～30kmの範囲では、原発事故が起きた場合、屋内退避をすること、線量が毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超えた場合には一時移転をすることを住民に求めている。線量が毎時 $20\mu\text{Sv}$ というのは、年間にすると、 105mSv である（屋外8時間、残りの16時間は比較的密閉され屋外の4割程度の被ばくで済む室内にいと仮定をした場合、 $(20 \times 8 + 20 \times 0.4 \times 16) \times 365 \div 1000 = 105120\mu\text{Sv}$ となる。 $1000\mu\text{Sv} = 1\text{mSv}$ であるから年間約 105mSv となる）。これは、帰還困難区域に指定される基準となる年間 50mSv のほぼ2倍の線量である。第1審原告らは年間 50mSv （毎時 $10\mu\text{Sv}$ 以下）でも12年近く帰還ができないでいる。したがっ

て、その倍の線量である年間 105mSv で避難をしても、一時移転で済むはずはない。そのような高線量のままでは、除染しない限り、半永久的に戻れないことは明らかである。それにもかかわらず、第 1 審被告国は、第 1 審原告らには、年間 50mSv 以上なので、帰還できませんと言いつ、原発所在地の住民には、年間 105mSv で避難をしても、一時移転ですと言っているのである。放射性物質の集まりであるプルームが風に乗って通過するだけでどこかに消えてしまうのであれば、屋内退避でもよいし、一時移転でも戻ることができるかもしれない。しかし、今回の福島第一原発事故と同じように放射性物質がフォールアウトして線量が高くなった場合、除染しない限り、年間 105mSv で戻ることが不可能である。その場合も一時移転で戻ることができるというのが一審被告国の理解なのか。もし、そうだとすると、年間 50mSv で帰還困難区域に指定し、事故後 12 年近くが経過しても解除できる状態にならないのは何故なのか。除染をして一時移転するだけで解除ができたのにもかかわらず、除染を敢えてしないで帰還ができないような状態にしているとすれば、その責任も重大である。第 1 審被告国が、一方で、年間 105mSv を超えた場合は一時移転で戻れると言いつ、他方で、年間 50mSv 以上では、12 年近くが経過しても戻れないと言いつのは、意味不明であるというほかない。

すなわち、第 1 審被告国は、原賠法を制定した時点において、原発事故が起きた場合、国家予算の 2 倍に相当するほどの損害が生じるおそれがあることを知っており、また、原子力事業者において、わずか 50 億円の保険にしか加入できず、原子力事業者の資産だけでは賠償義務を履行できないおそれがあり、不足する部分については、第 1 審被告国が負担をしなければならない状況にあったのであるから、事故を起こさないようにする義務があっただけではなく、その被害を最小限

度に食い止めるため、除染技術、減容化技術、流出防止技術の開発に務めるべき義務があったところ、原賠法制定から半世紀の間、原発事故は日本では起きないと宣伝し続け、これらの技術開発を怠ってきた。その結果、本件原発事故が起きて、被ばくした土地の表土をはがして3～5年しかもたないフレコンバッグに詰めて置いておくだけの除染しかできず、その結果、十分に放射線量を低下させることができず、第1審原告らが12年近く経過した現在も帰還できない状態を作出したのである。もし、第1審被告らが被害を最小限度に食い止めるため、除染技術等を開発していれば、一時移転するだけで戻ることができたのであるから、12年近くが経過しても戻れないと言う状態は、第1審被告国が除染技術等の開発をしなかったことによって拡大した損害であると評価されるものであり、第1審被告国に責任があるというべきである。もし、第1審被告国がこれらの技術開発をしても除染することはできず、損害の拡大を防ぐことができなかつたと主張するのであれば、なぜ帰還困難区域に指定する際の線量である年間50mSvの倍の線量である年間105mSv（毎時20 μ Sv）の線量で避難をした後、一時移転で戻れると主張しているのか、矛盾としかいいようがないものである。そして、そもそも除染する義務がないと主張するのであれば、避難をした場合も除染する義務がないということになる。しかし、除染をしても放射線量を低下させることができるかどうかも分からないということになれば、一時移転で帰還できると断言するのは虚偽である。虚偽であるだけでなく、現在、柏崎刈羽原発を始め、多くの原発設置自治体では原発から半径5～30kmの範囲で毎時20 μ Svに達した場合に避難をする計画を立てているが、避難をしても除染ができないというのであれば、第1審原告らの居住するふるさと津島の倍の線量であるから、到底、戻ることができないということにな

る。現在、原発の再稼働については、地元の同意が求められているが、その場合、避難計画によれば、一時移転で戻れることが前提となっている。しかし、津島の倍の線量での避難であるから、一時移転しても戻れない、あるいは除染技術等の開発をしても戻れるかどうか分からないという前提になってくる。そもそも除染ができないのだとすると、居住地一帯（そこに住む人々にとっては、自分たちのふるさと）が消滅することになる。その前提で、原発の稼働を地元が認めることは、経験則上、到底考えることのできないことである（金さえもらえれば、自分たちのふるさとが減びてもかまわないとして、原発の稼働又は再稼働に賛成する者もいるかもしれないが、それほど郷土愛のない人間たちばかりが原発所在地に居住しているという経験則はないし、もし、そのような経験則があるというのであれば、第1審被告らにおいて、アンケート調査をすれば判明することである）。つまり、原発の稼働ないし再稼働においては、避難が可能であることだけではなく、避難後に戻ることができるということも必須の条件である。しかし、毎時 $20\mu\text{Sv}$ で避難をして除染しないで戻れるようにはならない。したがって、第1審被告国は、原発を稼働させる以上、事故があった場合、その損害の拡大を防止するため、除染技術等の開発する義務が当初からあったものというべきである。

なお、また、第1審被告国は、除染技術等を開発しても、除染ができるかどうか分からないから除染技術等を開発する義務はないと主張するかもしれない。しかし、先に述べたとおり、年間 50 ないし 100mSv に達する程度の汚染があった場合、除染技術等の開発をしなければ安心して帰還ができないのであるから、その地域は消滅するしかない。そのような前提で原発の稼働又は再稼働を認めることに地域社会は同意する筈はないのであるから、そもそも原発の稼働又は再稼働は

できないのであり、除染技術等の開発をすれば、妊娠可能な女性も安心して戻るができる程度にまで除染をすることができることが前提とならなければならない。

(3) 原発事故の危険性を近隣住民に周知させる義務と責任

福島第一原発事故よりも以前に、スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故という巨大な事故が起きており、小さな事故も数多く起きていた。また、国内でも、1991年には美浜発電所2号機の事故、浜岡原子力発電所3号機の事故、1995年にはもんじゅのナトリウム漏洩事故、1997年には同年東海事業所の火災事故、1999年には志賀原子力発電所の臨界事故、そして、同年9月には東海村JCO臨界事故が起きていた。

このような実情にある以上、原子力発電所の稼働を認めてきた第1審被告国としては、地元住民（少なくとも原子力発電所所在地から半径30km以内の地域住民）に対し、原子力発電所では、事故が起きる場合があること、原子力発電所で事故が起きた場合、放射性物質が漏洩し、近隣住民に取り返しのつかない損害を与えることがあること、低線量でも被ばくすれば有害であり、有益性のない被ばくは許容されないこと、有益性がある場合でも公衆の被ばくは年間1mSv以下にとどめるべきこと、事故時に被ばくをした場合の被ばく量が低線量であっても、生涯の総被ばく量が100mSvに達しないようにすべきこと、累積被ばく量が100ないし200mSvを超えれば、統計的に有意にがんによる死亡率が上昇すること、放射性ヨウ素を吸入し内部被ばくした場合、甲状腺がんになる可能性があること、チェルノブイリ原発事故では事故によって漏洩した放射性ヨウ素により、多くの子どもらが甲状腺がんに罹患をしたこと、そうしたことを未然に防ぐためには事故時（内部被ばくが起きる前）に速やかにヨウ素剤を服用することが望ま

しいことなど、基本的な放射線についての知識を提供するなどして、原発の持っている潜在的な危険性について近隣住民に周知させるべきであった。それは、国民の生命と健康、財産を守る国の責務として実施すべきことである。もし、そうしていれば、第1審原告らを始め、浪江町の町民も、日頃から、事故が起きた場合には、速やかに放射線量を測定し、一定の値を超えるおそれがあれば、避難をする必要があるかどうかを自ら速やかに判断して、線量が上昇してくれば、直ちに避難をすることもできたのである。多くの浪江町の町民が高線量の津島地区に避難をして津島に滞在し被ばくすることもなかったのであり、被ばくを不安に思い続けることもなかったのである。子どもらが屋外で動き回ることもなかったのである。汚染された山からの沢水を飲んで被ばくすることもなかったのである。

ところが、上記のような事故がわが国でもたくさん起きているにもかかわらず、第1審被告らは、日本の原発は安全であり、事故は起きないという宣伝を多額の宣伝費を使って行ってきたのである。日本の原発は安全だということについては、事実ではなく、『安全神話』だという批判を浴びていたにもかかわらず、第1審被告らは、安全であると言い続け、上記のような基本的な説明もしないで、ただ安心してくださいと言い続けたのである。そのため、第1審原告らは、日頃から原発事故が起きるなどということは全く想定しておらず、特に原発立地自治体ではない浪江町住民は、万が一事故が起きても自分たちのところにまで被害が及ぶことなどあり得ないと信じ込まされていたのである。

すなわち、第1審被告国は、何らの根拠もなく、日本の原発は安全であるという宣伝を続け、原発近隣住民である第1審原告らに対し、放射性物質の持っている危険性について、知らせてこなかったのであ

り、この第1審被告国の責任は非常に重たいと言わなければならない。地域住民にその危険性を伝えることは、日本国民である第1審原告らの生命、身体、財産を守るために必要なことであり、かつ、さほどの費用もかけずに、容易にできたことであるから、遅くとも、IAEAが安全基準において避難計画を立てるよう求めた2002年の時点においては、上記のような放射線の基礎的知識を、原発所在地から概ね半径30km以内の住民に周知させる義務があったというべきである。そうしていれば、第1審原告らは、本件原発事故当時、速やかに屋内に退避し、あるいは、速やかに安全な地域に避難するなどして、被ばくを最小限度にとどめ、被ばく不安を抱くこともなかったのである。

(4) ICRPの勧告を無視し除染計画を立てないできた責任

ICRPは、本件原発事故以前から、次のような勧告を行ってきた。すなわち、本来一般公衆のいる場所は年間1mSv以下に保たなければならないが、事故などの緊急時には、特別に20～100mSvになるのはやむを得ない（緊急被ばく状況）。また緊急事態が去り、その後高線量のままになっている状況においては、速やかに除染をして1～20mSvの範囲で避難を解除すべきである（現存被ばく状況）。しかし、その場合も、できるだけ1mSvに近いところで解除すべきであるし、多くの国はそうしている。そして、速やかに計画被ばく状況、つまり公衆については年間1mSvにまで除染をするよう勧告してきていたのである。なぜなら、緊急時に一時的に高くなるのはやむを得ないとしても、当該個人の総被ばく量が100mSvを超えると統計的に有意に発がん率が高まるとともにがんにより死亡する確率も高くなる（例えば、前記のとおり、100mSvの被ばくによりがん死亡のリスクは、0.5%上昇することが明らかとなっている。つまり、津島の人口1400人を例にとれば、100mSvの被ばくをした場合、そのうち7人が本来健康でいら

れるのに被ばくのために死亡するのである。そして子どもの方が感受性は高いので、7人の子どもたちが被ばくのために死ぬことになる)から、放射線による被ばくの上限を100mSvにしているのである。職業被ばくも年間20mSvで5年間、年間最大でも50mSvという上限を設けているのは、明確にがんによる死亡の確率が上昇する現場で労働させてはならないからである。先に述べたとおり、ICRPは、長期の累積被ばくでは、一時の被ばくと比べて被ばくの影響は低下するという動物実験の結果から、長期被ばくのリスクを一時的な被ばくの半分と定めている(線量線量率効果(DDREF)はその逆数で表示するので、DDREF=2と定めている)。しかし、人間について実証された数字ではないので、WHOはDDREF=1(原爆のような瞬時の被ばくのリスクも原発事故などによる累積的な被ばくのリスクも同じ)としており、ICRPも上記のとおり5年間の職業被ばく限度を100mSvと定めてきたのである。したがって、仮に20mSvで解除をすとしても、その後除染を継続し、最大でも個人の累積被ばく量が100mSv以内にすることが最低限度必要とされているのである。そして、それはあくまで最低限度であり、ICRPも、IAEAも、低線量被ばくについては、直線しきい値なし仮説(LNT仮説)を採用している。例えば累積被ばくが50mSvでも、100mSvの半分のがん死リスクがあると考えている。したがって、累積被ばく線量が50mSvであっても、津島住民の3.5人は本件事故による被ばくによりがん死する計算になる。それにもかかわらず、帰還した避難者の累積被ばく線量が100mSvにならないようにするための除染計画さえも立てられていない。そればかりではなく、実際にも第1審被告国は、20mSv以下になれば解除をすとして、解除した後は、そのまま放置しているのである。これは明らかに当時のICRPの勧告を無視したものであり、そのために第1審原告らは帰還できない状態

が続いているのである。ICRP の勧告如何にかかわらず、実際に年間 20mSv の場所に 5 年間居住を続ければ、累積被ばく量は、100mSv に達するのであり、仮に DDREF = 2 としても、10 年間居住すれば、被ばく総量は一時に 100mSv の被ばくを受けた場合と同程度に達し、有意にがん死のリスクが増大するのである。

また、被ばくによるリスクは低年齢ほど大きいことが判明しており、ICRP のみならず、日本の基準においても、胎児の内部被ばく量は 1 mSv 以下にとどめるべきであり、妊娠中の母親の腹部表面の外部被ばくも 2 mSv 以下にとどめるべきであるとされている。したがって、妊娠可能性のある女性は、年間 1 mSv 以下にならなければ、安心してふるさとに戻り、妊娠、出産することはできないのである。

したがって、少なくとも、第 1 審被告国は、国民の生命、身体、財産に危険が生じることを知りながら、わが国に原発を誘致し、その稼働を許可した以上、国民の生命、健康を守る義務及び地域社会の歴史や文化が消滅しないよう保全する義務があり、日本国の一部である第 1 審原告らのふるさと津島の歴史や文化が消滅しないよう、かつ、第 1 審原告らの生涯被ばく総量が 100mSv を超えないようにする除染計画を立てて、除染を継続する義務があったものであり、今もその義務が存在する。また、高齢者は比較的早期に戻れるとしても、低年齢者や妊娠可能性のある女性は、相当程度線量を低下させないと戻ることができないのであるから、実情に応じた帰還のための除染計画を立てて、もし事故が起きても、必ず除染をして戻れるようにする義務があるというべきである。第 1 審被告国は、日本国の歴史や文化を大切にしているように述べているが、日本国というものが津島のような日本の各地域とは離れたところに別に存在しているわけではないことは自明のことである。津島のような地域社会がたくさんあって、それら

が集まって、日本国の歴史や文化を創ってきているのである。それにもかかわらず、それが消滅してもよい、金さえ払えばそれでよいという政策をとり続けるのは、日本の国民、国土を守る国の責任から考えても矛盾も甚だしく、実際には、第1審被告国の代表者（政府、官僚）たちは、日本の国を守ることなど全く考えていないと言わざるを得ないことをしてきたのである。そのため、第1審原告らは、未だにふるさと津島に戻ることができないのである。

(5) IAEA の勧告に従い避難計画を立てる義務と責任

IAEA は、福島第一原発事故が起きる前から、原子力発電所などの施設においては、IAEA の安全基準を守るよう日本を含む加盟各国に勧告をしてきていたことは既に控訴理由書で述べたとおりである。IAEA は、加盟国の多くが IAEA の基準を国内法化しているとして、その安全基準を取り入れるよう加盟各国に強く求めていたのである。それにもかかわらず、第1審被告国は、日本の原発は絶対に事故は起きないとして、この安全基準を無視してきたのである。第1審被告国は、しばしば IAEA や ICRP の基準に従っている旨述べているが、上記のとおり、その勧告を無視し続けてきたのは、第1審被告国である。第1審被告国は、IAEA に加盟し、原子力発電をわが国に誘致し、その設置を許可している以上、国民の生命、健康、財産を守るため、IAEA の勧告にしたがって、避難計画を立てる義務が本件原発事故当時に既に存在していたのである。

すなわち、IAEA の安全基準においては、半径 2 ～ 5 km 以内を予防的防護措置を準備する区域（PAZ : precautionary action zone）、半径 5 ～ 30km を緊急時防護措置を準備する区域（UPZ : urgent protective action planning zone）として避難計画を立てるよう勧告していた。日本政府がこの勧告に従っていれば、福島第一原発から

概ね半径 30 k m の場所にある津島地区においても避難計画を立て、避難訓練などを実施することができていたのである。そうしていれば、当然に住民の防災意識も高まり、各自が線量計を持つなどして、随時計測をし、線量がどの程度なら危険があるのかも認識でき、放射性プルームが到来すれば、屋内に避難をし、また、フォールアウトして高線量になれば速やかに避難をすることもできていたのである。しかし、第 1 審被告国は何等の根拠もなく日本の原発は絶対安全であるとして、避難計画を立てるどころか、前記の通り、その危険性についてさえ伝えることをして来なかったのである。もし、避難計画が立てられ、避難訓練もされていれば、本件事故が起きた 2011 年 3 月 12 日の時点において、第 1 審原告らは、自分たちで線量を測り、屋内避難をする、あるいは、遠方へ避難をするということも速やかにできたのである。またヨウ素剤が配布されていれば、これを服用することで甲状腺がんの発症を防ぐこともできたのである。そうして直ちに避難ができ、ヨウ素剤の服用ができていれば、第 1 審原告らは、少なくとも、大量の放射線被ばくを避けることができたし、将来、がんになるのではないかという強い被ばく不安を抱き続けることを回避できたのである。

ところが、第 1 審被告国は、あたかも福島原発事故が起きたことから、避難計画を立てる必要が意識されたかのごとく、今になって原発再稼働予定地域において、IAEA の避難計画を実施するよう動き始めている。しかし、それなら、なぜ福島第一原発事故が起きるまで実施しなかったのか。この IAEA の勧告に従わず、第 1 審原告らを被ばくさせた第 1 審被告国の責任には、極めて重たいものがある。

IAEA は、2002 年ころから原発については、避難計画を立てるよう各国政府に求めており、少なくとも 2006 年の IAEA 安全基準では、つぎのように明確に述べている。すなわち、「Regulating nuclear and

radiation safety is a national responsibility, and many Member States have decided to adopt the IAEA' s safety standards for use in their national regulations. (核と放射線の安全を規制することは、国家の責任であり、多くの加盟国は、IAEAの安全基準を、各国の規制として受け入れる決定をしている。)

したがって、第1審被告国は、遅くとも、2006年には、IAEAの勧告に従って安全基準で示されている避難計画を立て、浪江町などの自治体に避難計画を策定し、避難の準備をするよう要請にすべきであったところ、第1審被告国はこれを怠り、あるいは、日本の原発は絶対に安全であるから事故は起きないとして、敢えて意図的に避難計画の策定を原発所在地の自治体に求めなかったため、第1審原告らは、日常的に全く原発の危険性など認識することができず、高線量の津島地区に滞在することにより、被ばくをし、被ばくしたことによる不安感にさいなまれることになったのである。

(6) SPEEDIの結果を伝えなかった責任

第1審被告国は、100億円以上もの費用をかけて原発緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI)を作り、事故があった場合、線量の予測ができるから安心してくださいと告げてきた。これだけの多額の国費をかけて開発した以上、実際に事故が起きた時には、①正確な予測をする責務があったのにその予測をしなかった過失があり、また、②仮に正確な予測まではできなかったとしても、どの地方の線量が高いか低いかという程度は、当初から予測できたのであるからその概要を線量の高い地域の住民には迅速に伝えるべきところ、これを怠り、浪江町役場にはもちろん津島地区の住民にも一切知らせなかった過失がある。

原子力規制委員会は、その後、SPEEDI の試算結果を公表した。その中で、「幼児の内部被ばくを防止するという観点から 3 月 23 日に第 1 回の公表を行い」、「この結果を踏まえ、3 月 26 日から 30 日にかけて、上記の試算で線量が比較的高いと推定された地域で、原子力災害現地対策本部において小児甲状腺被ばく調査が実施されました。その結果、スクリーニングレベルを超える例はありませんでした」と記載している。つまり、第 1 審被告国は、当初から放射性ヨウ素の測定と対策が必要であることを認識できていたのである。

しかし、既に先の準備書面で明らかにしたとおり、本来放射性ヨウ素 131 の半減期は 8 日であり、3 月 26 日までに既に 2 週間が経過している。その放射線量は 4 分の 1 近くにまで減少した時点で初めて調査を開始したものである。また、本来線量の高い津島地区や隣接する飯館村南西部に滞在していた住民に対して実施すべきスクリーニングは実施されず、福島第一原発から 35~40 km 離れた現在の帰還困難区域と較べて線量の低い場所において、ほんのわずか調べただけで、調査を終えてしまったのである。つまり、第 1 審原告らが安心できるような甲状腺被ばくの調査ないしは調査結果の開示は何もされていないのである。そして他方でその後多くの甲状腺がん患者が生じているにもかかわらず、十分な根拠を示さず本件原発事故が原因ではないと言われても、到底納得ができるものではない。よく調べた結果福島県の甲状腺がんの児童が増加しただけだと言うのであれば、他の地域においても同様の調査を実施し、比較検討すれば、甲状腺がん患者の増加原因がどこにあるのか容易に分かることであるが、そのような検証は何もされていないのである。そうである以上、原発事故が原因ではないなどと断定することは誰もできないのである。

また、第1審被告国は、SPEEDIの結果から、線量が高いと推測された地域が3月12日の段階で分かっていたのであるから、住民の命と健康を守るため、直ちに係官を派遣して線量の実測を行い、線量の高い地域においては、直ちに避難をするよう勧告すべきであったところ、それさえせずに漫然と放置していたのである。第1審原告らは、本件原発事故後まもなく、津島地域において、白い防護服を着た人々を目撃している。

第1審被告国は、遅くとも3月15日には、モニタリングを行い、津島地区に属する昼曽根ないし川房地区において、車内では毎時 $300\mu\text{Sv}$ 、車外では毎時 $330\mu\text{Sv}$ の線量が測定されている。毎時 $330\mu\text{Sv}$ は、屋内40%、屋外8時間のみとしても、年間にすると 1734mSv である。ICRPが定める公衆被ばく限度の1734倍である。車内にいても2週間で 100mSv に達し、有意にがん死のリスクが高まる数値である。この数値のうちどの程度が3月15日に放出されたもので、どの程度が3月12日に放出されたものなのかは、その割合は必ずしも明らかではない。しかし、津島診療所の関根医師は、12日以降15日の昼頃まで診療所内を出ることなく、津島住民及び避難をしてきた住民の診療を実施し、その後、津島から避難をした。その結果、3月の累積ばく量は $800\mu\text{Sv}$ に達していたことが明らかになっている。本件原発事故以前の津島の線量は非常に低いものであり、そのほとんどが3月12日から15日の昼頃までの累積である。しかも室内であるから、屋外での累積線量は、 2mSv に達していたのである。4日間で 2mSv であったとすると、年間にすると 180mSv を超える数値である。その中には当然に早期に飛来した放射性ヨウ素131による被ばくも含まれているはずである。しかし、第1審原告ら津島住民及び浪江町南西部から避難をしてきた住民並びに浪江町長に対し、津島地区の線量が高いことは

何も伝えられなかったのである。そのために第1審原告らは高線量の津島地区で被ばくをしてしまい、その後は、不安な日々を送らざるを得ない生活を強いられているのである。

3 損害を拡大させた第1審被告国の責任の内容

第1審原告らは、第7準備書面で明らかにしたとおり、第1審被告国の責任については、規制権限不行使に基づく従前の主張の予備的な主張として、安全性を欠く原発の設置・運用を共同推進したことなど第1審被告国の作為の違法を主張している。この作為的加害行為との関係で言えば、この損害を拡大させた第1審被告国の責任は、第7準備書面で主張する第1審被告国の作為が直ちに違法にならないとしても、そのような作為をすることを前提として、国民を災害から守るため、これによって生じる国民の被害、損害を最小限度にとどめるべき義務があったという予備的な主張となる。すなわち、第1審被告国には、一連の作為的加害行為があると考えますが、これらが直ちに違法とは言えないとした場合でも、第7準備書面に述べた行為を行ってきた以上、また、以上に述べた理由により、その損害を最小限度にとどめるべき義務が第1審被告国にはあり、その義務を怠ったことによる責任がこの損害を拡大させた責任として存在するということである。

4 損害を拡大させた第1審被告国の責任と請求の趣旨との関係

以上のとおり、第1審被告国は、ア) 除染技術、減容化技術、流出防止技術等を開発する義務、イ) 原発の危険性を近隣住民に周知させる義務、ウ) ICRPの勧告を実現できるよう除染計画を立てる義務、エ) IAEAの勧告に従い避難計画を立てる義務、オ) SPEEDIの結果を被災地住民に速やかに伝える義務のいずれをも怠ったことを明らかにした。その結果、第1審原告らは、今現在のふるさと津島に戻ることができず、生まれ育った固有の地域社会で平穏に生活する権利が奪われたままになってい

るのであり、上記のアの義務及びウの義務は、現在においても残っている義務である。すなわち、第9準備書面で述べるとおり、第1審被告国は、速やかに除染計画を立てて、乳幼児や妊産婦も帰還ができるように年間1 mSv以下にまで除染をする計画を立てて、必要に応じて、除染技術等の開発を進め、速やかに請求の趣旨第2項の義務を履行すべきである。また、それまでは避難生活が継続しているのであって、このように帰還が長引いている原因は、上記のとおり、第1審被告国に責任があるから、帰還ができるようになるまで、請求の趣旨第3項の損害の賠償をすべきである。

また、第1審被告国は、イ、エ及びオの義務を怠ったことにより、第1審原告らは、高線量の津島地区において被ばくすることを余儀なくされ、いつ発がんするのではないかという不安を抱かざるを得ない生活を強いられている。したがって、第1審被告国は、第1審原告らに対し、請求の趣旨第4項の被ばく不安による損害の賠償をし、真摯に謝罪すべきである。

また、損害を拡大させた責任についての損害額は、拡大させた相当額を請求するものであるが、その上限は、請求の趣旨記載のとおりである。

(以上)